

appendix

民法の原則 31

1. 全ての人は、自己の権利の享有を妨げられない。(人間の尊重、リベラリズム) → (憲11)
2. 全ての人は、権利能力を有する。(権利能力、人格の自由) → (民3①)
3. 全ての人は、平等に権利能力を有する。(法的人格の平等) → (民2)

4. 人は自らの意思のみによって、拘束される。(意思主義)

5. 意思能力のない者の行為は、意味を持たない。(意思能力)
6. 意味を持たない行為は無効であり、無効な行為は効力を生じない。(無効の効力) → (民3の2)
7. 表示を信頼した者は、保護される。(表示主義)

8. 私人の法律関係は、各人の意思によって決定する。(私的自治)
→適法になされた合意は、当事者間において法律と同じ効力を有する。

9. 自己の権利といえども、他人の権利を侵して自力で実現してはならない。(自力救済の禁止)

10. 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。(公共の福祉の優先：民1①) → (公序良俗：民90)
11. 権利の行使及び義務の履行は信義に従い誠実に行わなければならない。(信義誠実：民1②)
12. 権利の濫用は、これを許さない。(権利濫用の禁止：民1③)

13. 所有権は、物を全面的に支配し、その自由は何人にも侵されない。(所有権の絶対) → (民206)
14. 契約は、その締結・内容・方式のいずれも自由になされなければならない。(契約の自由) → (民521, 522)
15. 他人に損害を与えても、過失がなければ責任を負わない。(過失責任)

16. 責任能力のない者の行為は、不法行為を生じ得ない。(責任能力) → (民712, 713)
17. 反社会的な行為は保護されない。(クリーンハンズ)

18. 物権を妨げる者には、その排除を請求できる。(物権的請求権)
19. 物権は外形を備えなければ、第三者に主張できない。(公示)

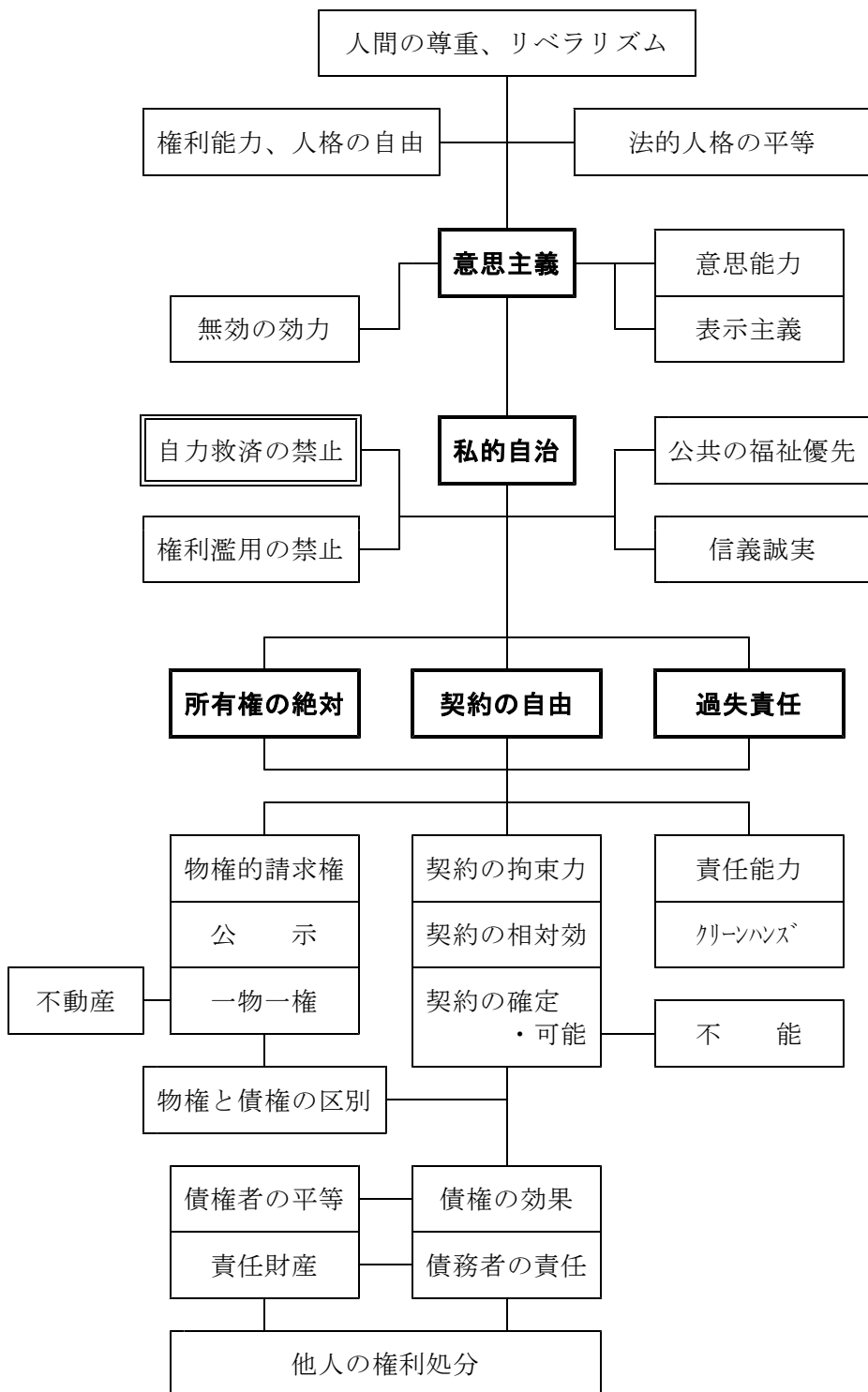
20. 一つの物には、一つの権利しかない。(一物一権)
21. 土地と建物は、別個の物である。(不動産)
22. 物権と債権は、区別される。(物権と債権の区別)

23. 契約は、当事者を拘束する。(契約の拘束力)
24. 契約は、当事者のみを拘束する。(契約の相対効)
25. 契約の内容は、確定され、可能なものでなければならない。(契約の確定・可能)

26. 債権者は、履行の請求ができ、不履行時はその損害賠償も請求できる。(債権の効果) → (民414, 415)
27. 債権の内容は、債務者の全財産により保障される。(債務者の責任)
28. 不能な債務には、誰も拘束されない。(不能)

29. 全ての債権者は、平等に扱われる。(債権者の平等)
30. 債務者の総財産は、債権者の共同の担保となる。(責任財産)
31. 自己の有する以上の権利は、他人に移転できない。(他人の権利処分)

〔民法の原則 3 1〕の体系図



物権と物

●物権の概要

所有権

自由にその所有物の**使用、収益**および**処分**を為す権利

占有権

物に対する事実的な支配権、必ずしも所有権に基づかない。
(賃借権、地上権など)

用益物権

他人の土地をある目的で利用することのできる物権

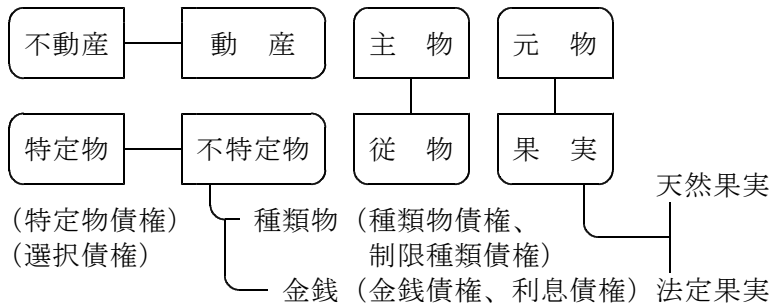
- 地上権…他人の土地を使用する権利（工作物・竹木所有目的）
- 永小作権…他人の土地を使用する権利（耕作・牧畜目的、小作料支払義務あり）
- 地役権…他人の土地を利用する権利（自己の土地の便益を図るため、通行等）
- 入会権…村落共同体などで総有している山林等を共同利用する権利

担保物権

債権の担保に供することを目的とする物権

- 法定担保物権
 - 先取特権…一定の債権について優先的に弁済を受ける権利
 - 留置権…債権の弁済を受けるまで物を手元に止め置く権利
- 約定担保物権
 - 典型担保物権
 - 質権…債権の担保として物の引き渡しを受け、弁済のない時にその物を競売し、優先的弁済を受ける権利
 - 抵当権…引渡のないままで物を担保目的物にする権利
 - 非典型担保物権

●物とその区分



●物権変動の対抗要件（第三者に主張するための要件）

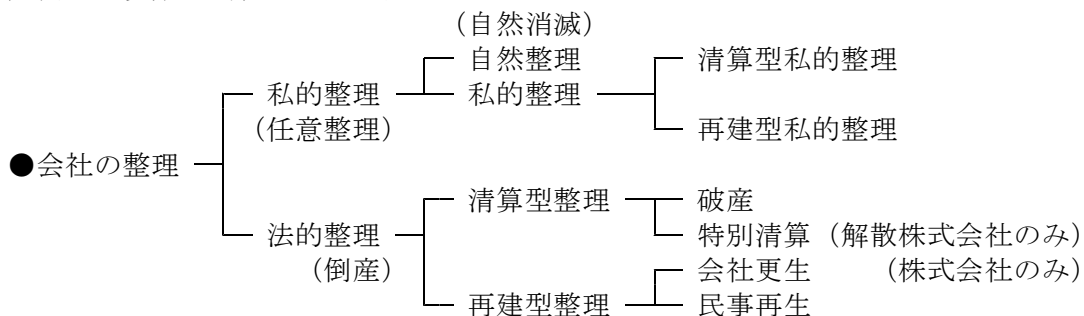
◎外部への表示

- 動産→引渡し
- 不動産→**登記**

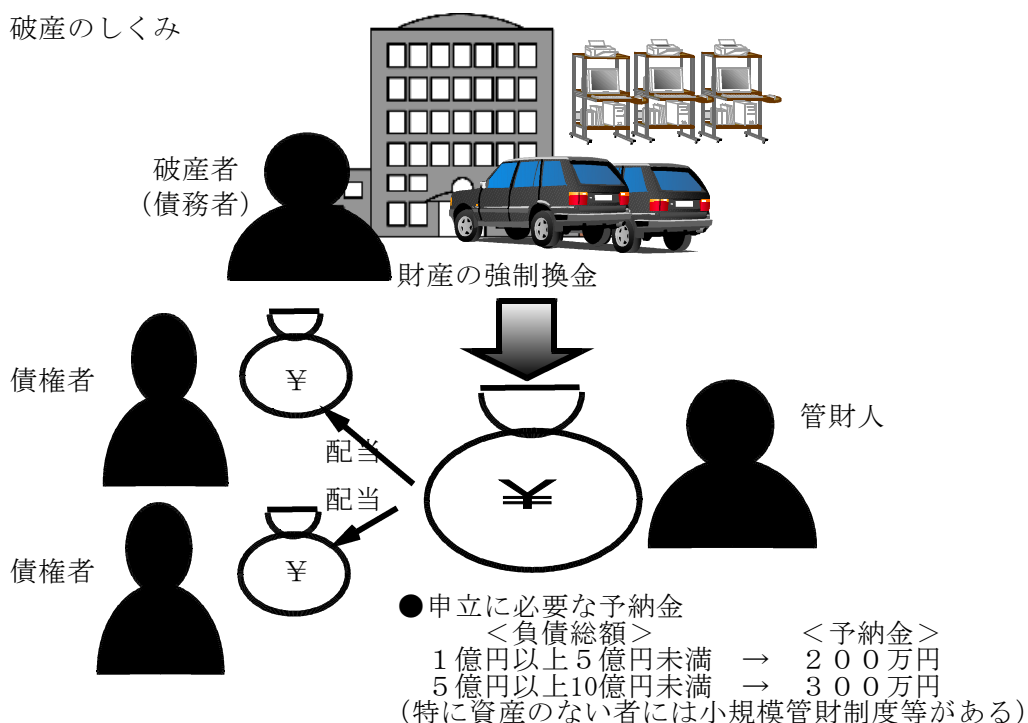
- 「登記がなければ対抗できない」
- ×「登記があれば対抗できる」

企業の整理、倒産

(1) 倒産・廃業と会社の整理方法



(2) 破産のしくみ



●同時廃止 (同時破産廃止)

債務者の財産が少なく、破産手続の費用すらまかなえない場合には、それ以上破産手続を進めても無意味なため、破産宣告と同時に破産廃止決定をすることが認められている。

●破産宣告と免責決定

- ・破産宣告：裁判所が破産手続を開始する旨を宣言する裁判
- ・免責決定：配当によって弁済を受けられない債務について、破産者の責任を原則として全面的に免除する。免責申立に応じ裁判所が行う。

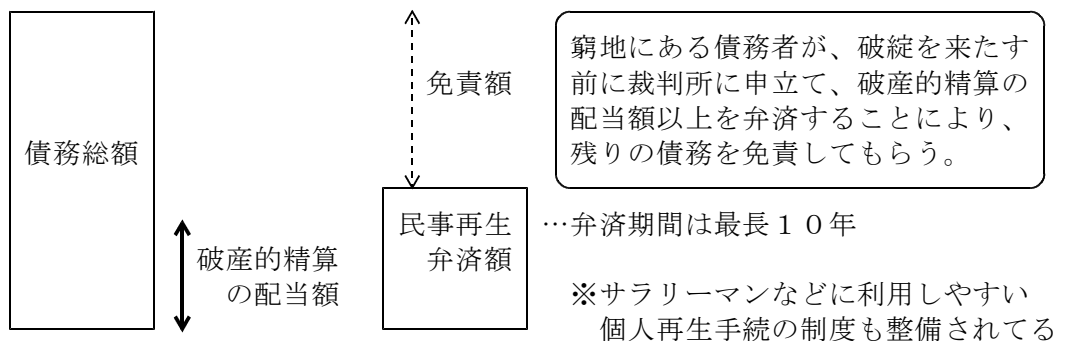
(3) 民事再生手続きの特徴

- 法人企業だけでなく個人であっても利用できる。
- 支払不能や債務超過といった経営破綻状態に至る前に申立てができる。
- 債務者が事業経営権を保持できるため、現在の経営者の信用等を活用できる。

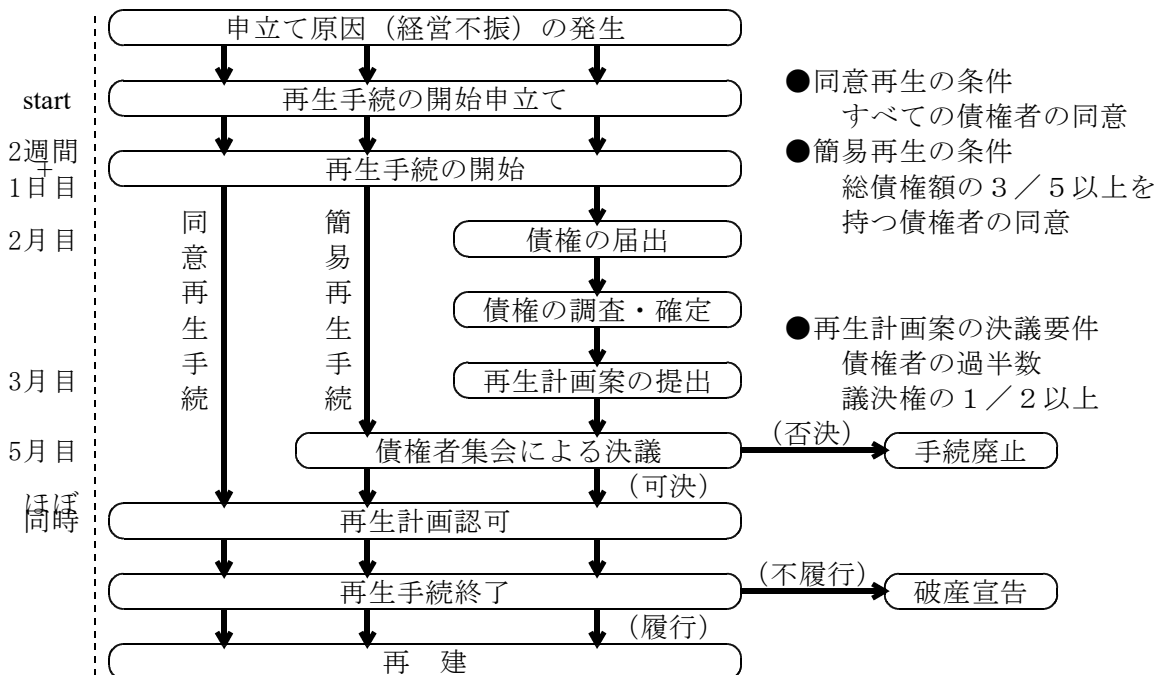
※従来の「和議法」の問題点

- ・破産原因（支払不能や債務超過）の発生が手続開始の要件であった。
- ・申立てと同時に弁済計画書の提出が必要であった。
- ・担保権の行使が制限されず、事業継承に必要な財産が失われる恐れがあった。

(4) 民事再生のしくみ



(5) 民事再生手続きの手順



取引先不振＆倒産対策

●与信状況の把握

・登記簿のチェック

設立…会社成立と登記年月日の隔たり（休眠会社等の転用？）

役員…役員登記の遅れ、一斉退任（内紛？）、代表取締役の住所（担保価値）

目的…目的の不整合（戦略の無策）、本業に無関係な換金性の高い事業

不動産…抵当権、仮登記、差し押さえ など

・決算書のチェック

在庫、売上債権、仮払金の増加（不良在庫、架空売上、架空資産など）

現預金の減少、借入金の増加（資金繰りの逼迫）、減価償却の未計上

多大な債務保証、リース残（実質的な負債となる可能性） など

・営業状況のチェック

異常な安売り、販売ルート的大幅変更（売り上げ不振？）

突然の多大仕入（取り込み詐欺？）

不審な会社の振出・裏書き手形による決済

支払の遅延、税金滞納、給料遅延（うわさ？） など

・人のチェック

会社の雰囲気：整理整頓、清掃整備状況、電話応対などの乱れ

経営者：出社状況の乱れ、顔色・身だしなみ、健康状況、言動の一貫性

従業員：転退職の増加、笑顔と挨拶の喪失、部門間や派閥争い など

●債権の確認と確定

・債権承認書

・手形化

・公正証書

・口約束の書面化 → (最低限の借用書の例)

〇〇〇〇 殿

金〇〇〇〇万円借用しました。

平成〇年〇月〇日 〇〇市××1丁目1-1

〇〇〇〇 印

少なくとも住所と氏名は相手の自筆で、さらに印鑑を捺してもらう

●債権の回収

・法的回収：訴訟等の提訴、強制執行等、担保権の実行、その他

・事実上の回収：商品の引上げ、商品の買取・買戻し、第三者を通じた相殺

●債権の保全

・手形不渡り時の処理：直接の裏書人に支払拒絶があった旨を通知する。

・仮差押え、仮処分の手続

●取引先が再生手続申立などを行った場合、即刻行うこと

①商品の納入現場に行き、未決済の現物を確認、先方担当者に承認させる。

→売買契約の解除、所有権保留の特約がある場合は、承認なく引き上げ可能
所有権が相手に移転している場合は、返品の方が妥当

②本社に赴き、未決済商品の存在や先の処置などを、経営責任者に承認させる。

③破産への移行可能性も考慮しつつ、翌日以降の取引の方針を決定する。

